

「出来高部分払方式」平成 14 年度試行工事 フォローアップ結果 【 概 要 】

<平成 14 年度末までに回収したアンケート結果の分析>

● 最終アンケートまで回収したもの … 18 件

平成 14 年度試行工事概要

平成 14 年度試行工事件数及び平成 14 年度末アンケート回収状況

地方整備局名	試行工事	着手時	中間	最終
北海道開発局	11	11	0	0
東北地方整備局	14	14	8	8
関東地方整備局	4	4	2	2
北陸地方整備局	11	11	4	3
中部地方整備局	4	4	1	1
近畿地方整備局	1	1	0	0
中国地方整備局	8	8	0	0
四国地方整備局	1	1	1	0
九州地方整備局	8	8	4	3
沖縄総合事務局	1	1	1	1
合 計	63	63	21	18

1：中間・最終件数は重複

2：左表のほか、以下の工事がある。

● 平成 12・13 年度実施済工事：3 件

● 平成 15 年度当初発注済工事：15 件

● 営繕工事：4 件

- 平成 14 年度試行工事は 63 件（この他、平成 12, 13 年度実施済 3 件、平成 15 年度当初発注済 15 件、営繕工事 4 件）である。

この 63 件のうち、3 月末時点で工期末を迎え最終アンケートまで回収できたものは 18 件である。

なお、着手時アンケートは、発注済工事 63 件全て回収済である。

- 平成 14 年度試行工事 63 件の内訳をみると、10 地整（沖縄を含む）で発注。各工事の主な工事内容（工種）をみると、道路関係が 34 件、河川・砂防関係が 22 件、その他（海岸等）7 件であり、13 工種（道路改良、河川築堤・護岸等が多い）にわたる。工期は、6 ヶ月以上 12 ヶ月未満 62% (39 件)、6 ヶ月未満 25% (16 件)である。また、分任官工事 71% (45 件)、本官工事 29% (18 件)である。

- 最終アンケートまで回収した 18 件についてみると、6 ヶ月以上 12 ヶ月未満 22% (4 件)、6 ヶ月未満 67% (12 件)で、工期の短いものが多い。また、分任官工事 17 件、本官工事 1 件であり、大規模な工事が少ない。

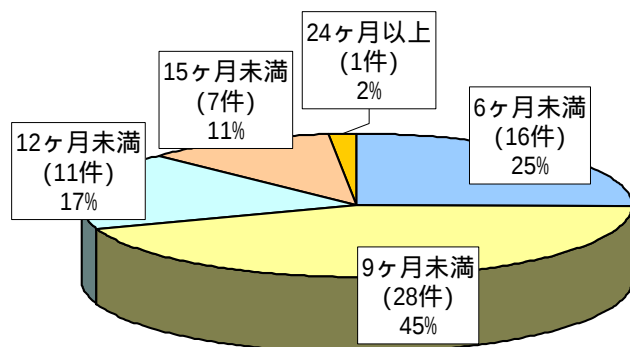
平成 14 年度試行工事 63 件及び最終アンケートまで回収できた 18 件の工事概要は、以下のとおりである。

以降の円グラフでは、四捨五入の関係で合計が 100%と一致しない箇所がある。

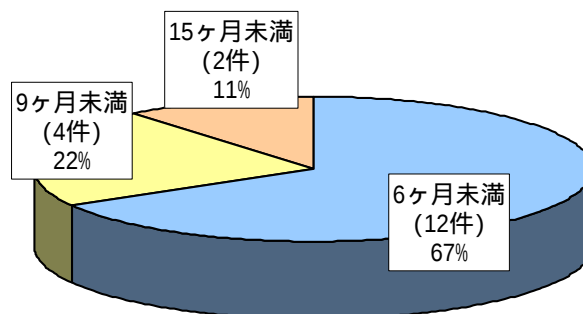
工期別件数

契約工期の分布（変更後）

平成 14 年度試行工事 63 件



最終アンケートまで回収した 18 件

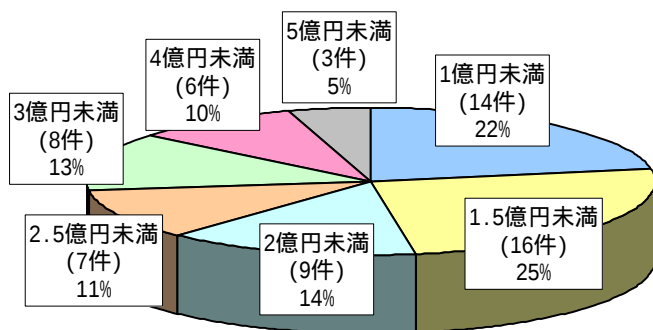


18 件中、本官工事は 15 ヶ月未満の 1 件である。

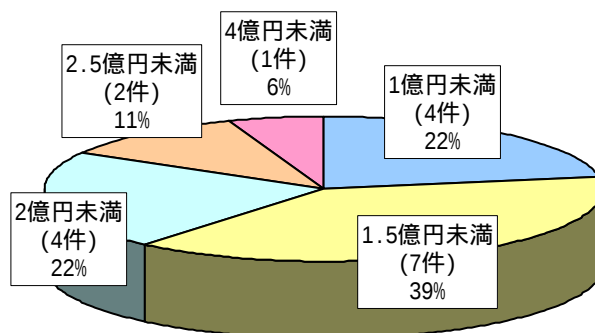
工事費別件数

工事費の分布（変更後）

平成 14 年度試行工事 63 件



最終アンケートまで回収した 18 件



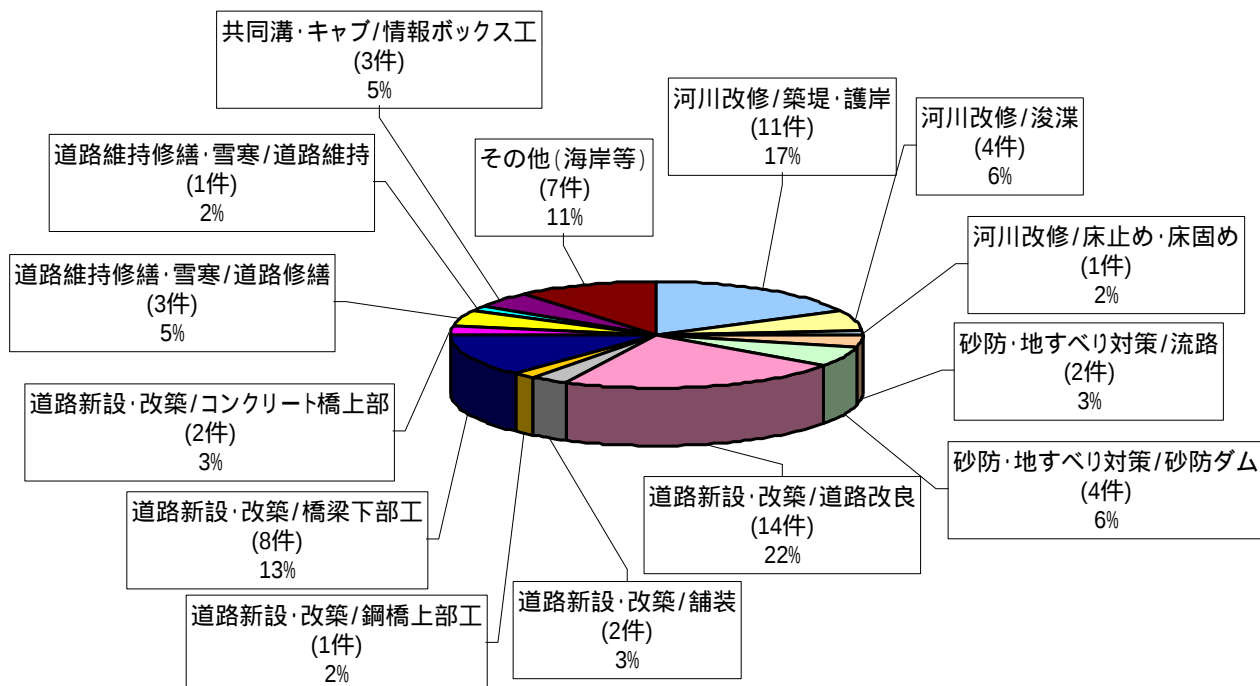
18 件中、本官工事は 4 億円未満の 1 件である。

本官工事： 地方整備局長がとり決める契約で一定金額以上の工事について、地方整備局で契約・検査等を行う工事

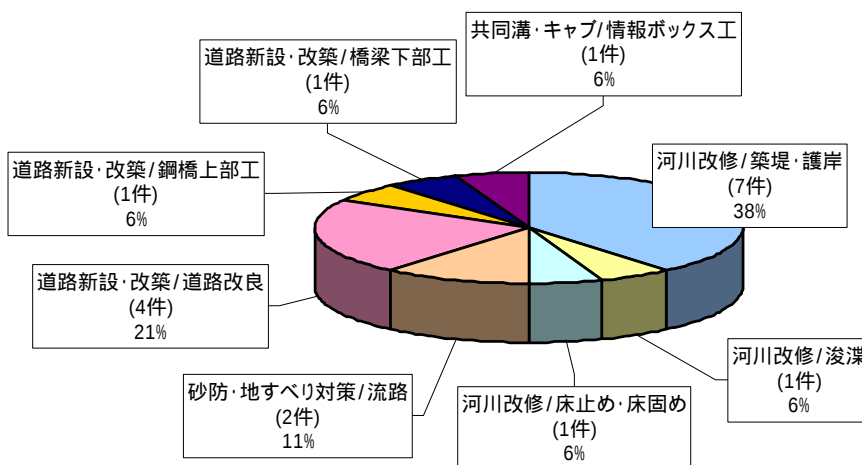
分任官工事： 地方整備局事務所長がとり決める契約で一定金額以下の工事について、地方整備局事務所で契約・検査等を行う工事

工種別件数

平成 14 年度試行工事 63 件

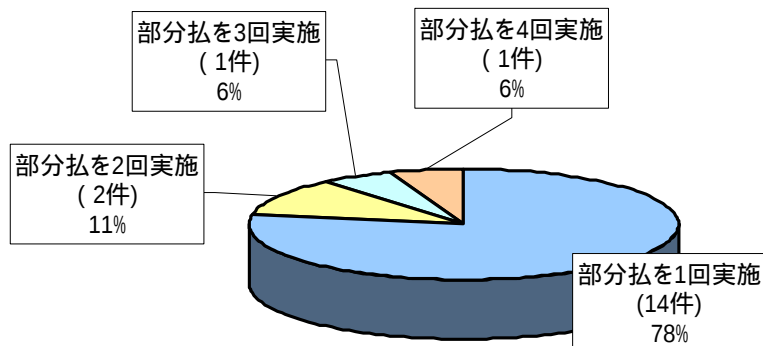


最終アンケートまで回収した 18 件



部分払実施回数別件数

最終アンケートまで回収した 18 件



以下の ～ は、すべて最終アンケート（18 件）をもとに集計した結果を取りまとめたものである。データが少ないため、結果の評価の取扱いには注意を要する。今後のデータの蓄積が必要。

アンケート調査結果から得られた主な効果

1. 「より双務性の高い設計変更」

発注者側 20%、請負者側 39% が、設計変更協議を随時実施することにより設計変更に関する **リスクを回避できる** ようになったと回答した。

【具体的な意見】（●：発注者側、■：請負者側）

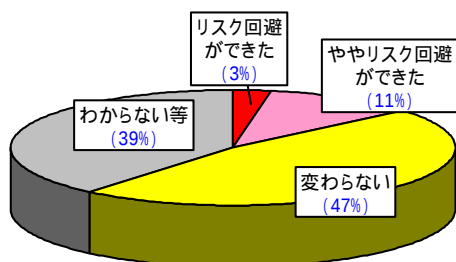
- 「思い込みや勘違いが少なくなりややリスク回避できた」（監督員）
- 「事後処理的な協議が少なくなると考えられる」（積算担当者）
- 「早期に問題解決ができた」（積算担当者）
- 「その都度協議を行うことにより最終段階での協議が少なくスムーズになったと感じる」（現場代理人）／<タイムリーな協議>
- 「1 回の協議案件が少なくなることから、個々の案件に時間を掛けられるようになった」（現場代理人）／<充実した協議>

設問

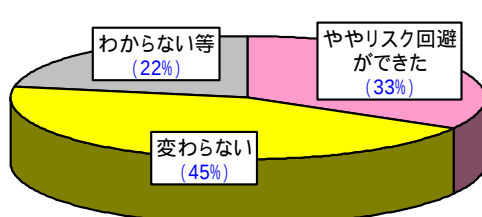
設計変更協議等を随時速やかに行うことによって、最終段階での設計変更案件を巡る協議がスムーズにいかないといったリスクの回避ができるようになったと思いますか。

中間アンケート時

【発注者側(36人)】
(対象者:監督員、積算担当者)

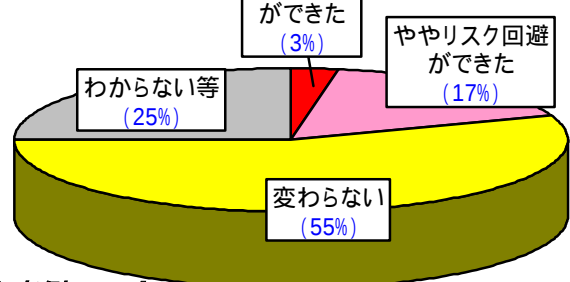


【請負者側(18人)】
(対象者:現場代理人)

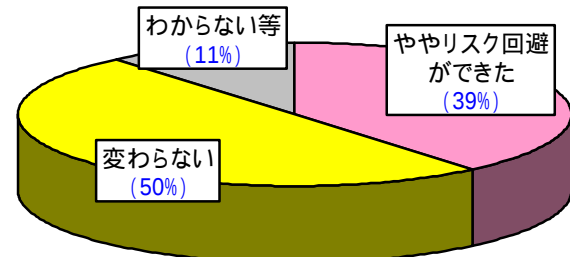


最終アンケート時

【発注者側(36人)】
(対象者:監督員、積算担当者)



【請負者側(18人)】
(対象者:現場代理人)



中間→最終では、「リスク回避ができた・ややリスク回避ができた」との回答が、
発注者:14→20%、請負者:33→39%に増加

2. 「受発注者のコスト意識の向上」

発注者側 27%、請負者側 52% が、変更協議時や単価合意を行うことにより工種毎のコスト意識が向上すると感じている。

【具体的な意見】（●：発注者側、■：請負者側）

- 「工種毎の金額が正確にわかり、金額管理が容易になった」(監督員)
- 「細別毎に単価合意をしたため、構造変更に伴う工事コストの比較が容易になった」(監督員)
- 「発注者における予算管理が容易になる」(積算担当者)
- 「協議時に変更金額の算出をするようになり、コスト意識が向上したと感じる」(現場代理人)
- 「工種毎に出来高に応じたコストが確認できコスト意識が向上したと感じる」(現場代理人)
- 「月毎の精算となるので、原価管理を徹底する意識を持つようになった」(現場代理人)
- 「変更要素が多いと最終段階まで原価管理が困難であるが、このリスクが回避できる」(現場代理人)

設問

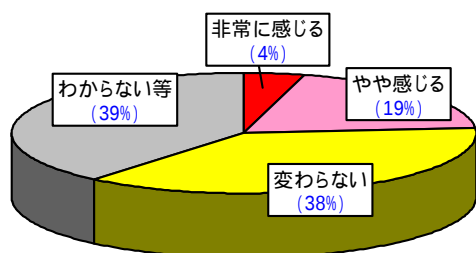
本方式の実施により、コスト意識が向上する方向にあると感じますか。

中間アンケート時

最終アンケート時

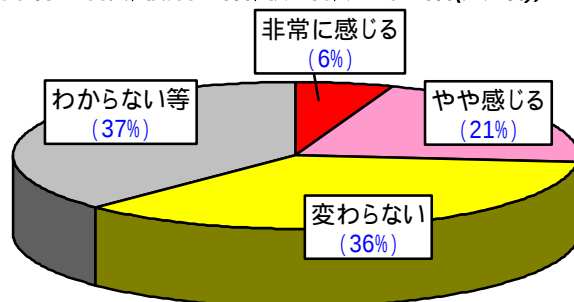
【発注者側(64人)】

(対象者:監督員、積算担当者、検査官、経理担当者(発注者))



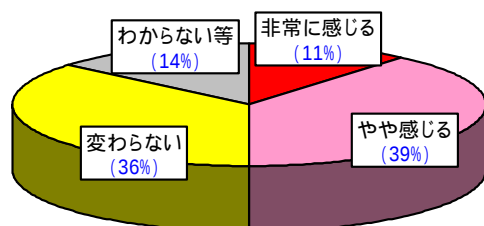
【発注者側(64人)】

(対象者:監督員、積算担当者、検査官、経理担当者(発注者))



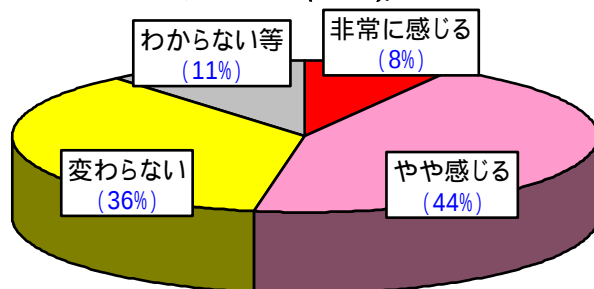
【請負者側(36人)】

(対象者:現場代理人、経理担当者(請負者))



【請負者側(36人)】

(対象者:現場代理人、経理担当者(請負者))



中間→最終では、「コスト意識が向上すると非常に感じる・やや感じる」との回答が、
発注者: 23→27%、請負者: 50→52%に増加

3. 「経済効果の早期発現」

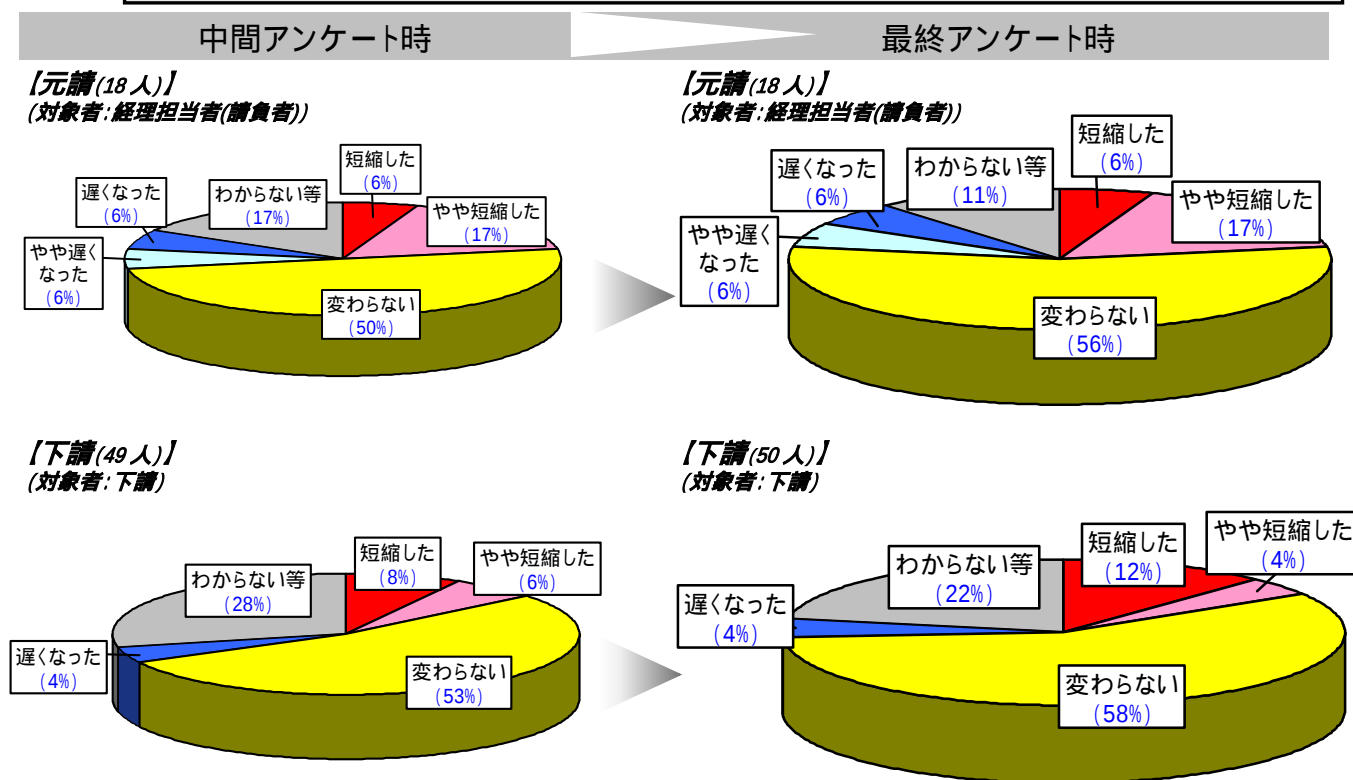
元請 23%、下請 16% が、支払請求から支払までの間隔が短縮されたと思うと回答した。

【具体的な意見】

- 「下請業者及び資材納入業者からの請求後に、以前より期間をおかずに支払ができた」(経理担当者(請負者))
- 「定期的な毎月払により労務、機械、資材の調達がスムーズになった」(下請)
- 「機械リース業者への支払が全額現金になり対応が良くなった」(下請)
- 「立替払が減少した」(下請)
- 「借入金の金利負担が減少した」(下請)
- 「手形の割合が減少し、現金の割合が増加した」(下請)

設問

工事代金の支払請求から実際に支払われるまでの時間が短縮されたと思いますか。



中間→最終では、「請求から支払までの時間が短縮した・やや短縮した」との回答が、
元請: 23%で変わらず、下請: 14→16%に増加

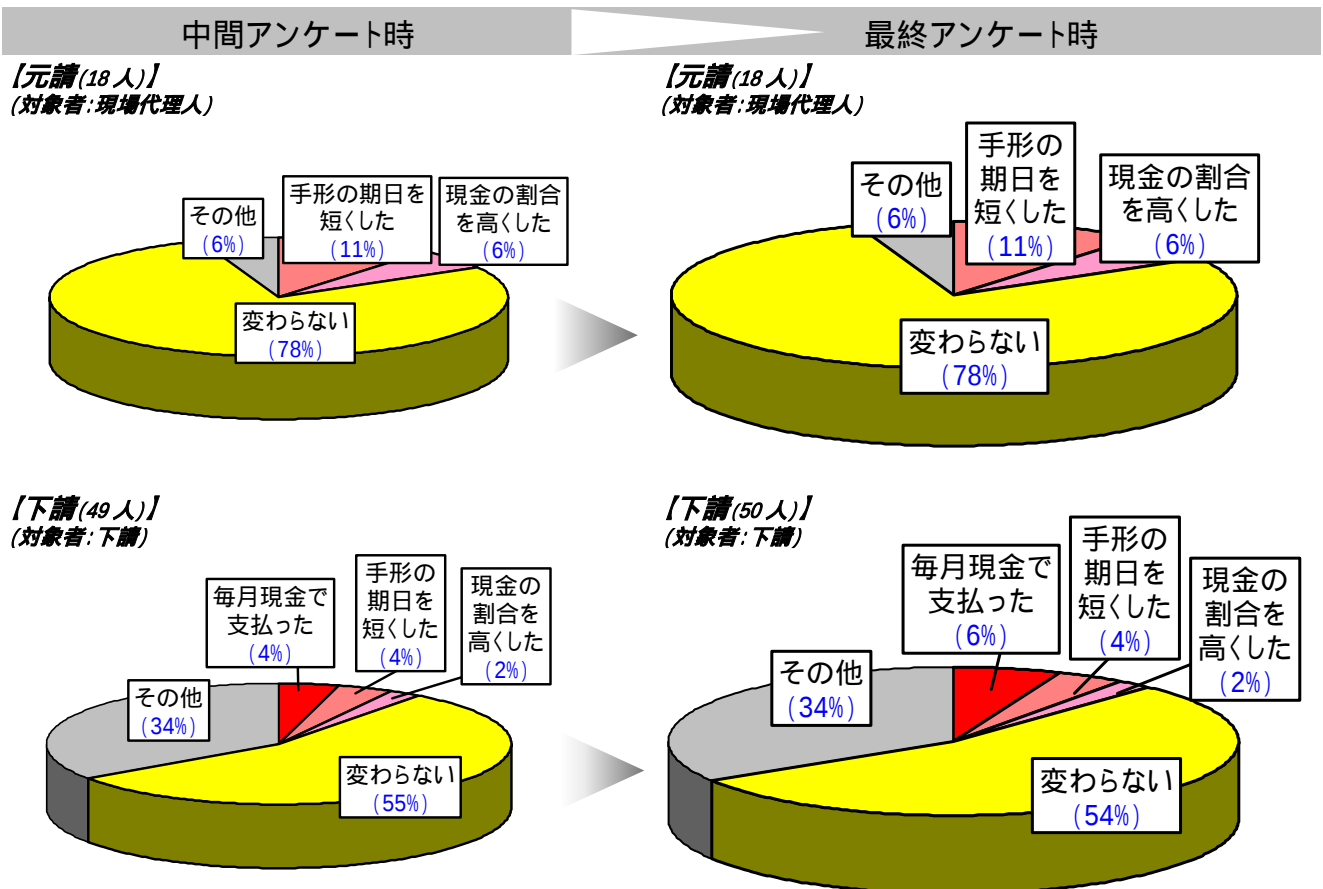
下請への支払形態は、毎月現金で支払うようになった、手形の期間を短くした、現金の割合が高くなったという回答が元請17%、下請12%であった。

【具体的な意見】

- 「下請への支払を現金払にした」(下請)
- 「手形の期間を短縮(120日→90日)した」(現場代理人、下請)
- 「元請からの入金次第、下請に支払うため、下請への入金は早くなった」(下請)

設問

本方式の実施により、下請会社に対する支払形態は変化しましたか。



中間→最終では、「毎月現金で支払った・手形の期日を短くした」との回答が、
元請 - 一次下請間:11%で変わらず、一次下請 - 二次下請間:8→10%に増加

4. 「受注者の財務状況の改善」

元請 44%、下請 36% が、本方式により、借入金の削減、資金計画が立てやすくなり財務状況の改善の効果があると感じている。

【具体的な意見】

- 「工事代金の立替が少なくなり資金運用が楽になると思う」(経理担当者(請負者)、経営者)
- 「借入金がなくなり出来高に応じた労務、資材の調達がしやすくなった」(下請)
- 「前払金と異なり使途が拘束されていないため、資金繰りが楽になる」(経営者)
- 「現金で受け取ることで安心でき、支払うことで信用不安がなくなる」(下請)
- 「現金による支払われることにより、月々の収支で財務状況がわかりやすい」(下請)

設問

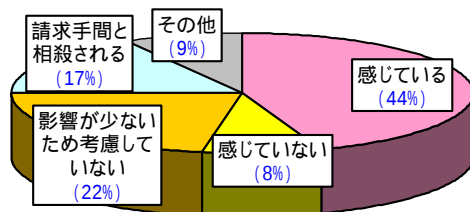
本方式の実施により、借入金の削減、資金計画が立てやすくなるなど、なんらかの財務状況改善の効果があると感じますか。

中間アンケート時

最終アンケート時

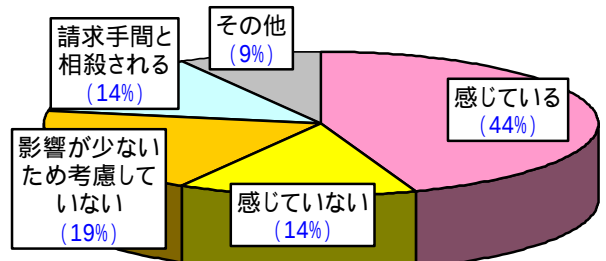
【元請(36人)】

(対象者: 経理担当者(請負者)、経営者)



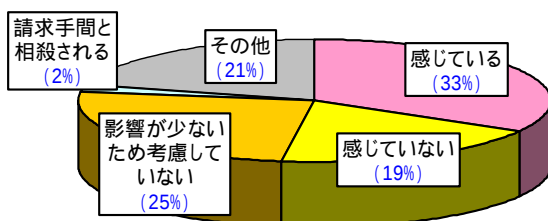
【元請(36人)】

(対象者: 経理担当者(請負者)、経営者)



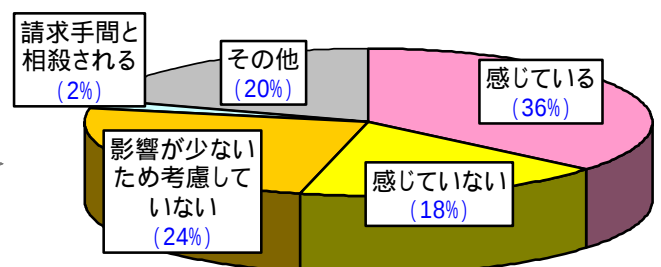
【下請(48人)】

(対象者: 下請)



【下請(50人)】

(対象者: 下請)



中間→最終では、「財務状況改善の効果があると感じている」との回答が、
元請: 44%で変わらず、下請: 33→36%に増加

5. 「品質・技術力の向上」

- **発注者側 47%、請負者側 62%** が、工事の品質が向上する傾向にあると回答した。
- **発注者側 33%、請負者側 39%** が、受発注者の技術力が向上する傾向にあると回答した。

【具体的な意見】 (●:発注者側、■:請負者側)

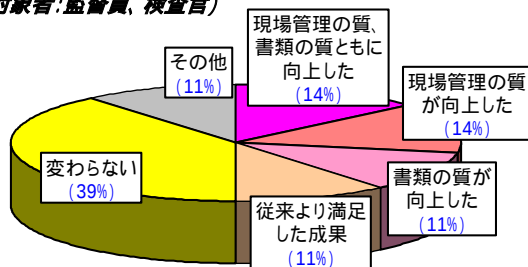
- ■ 「既済部分検査時の施工管理・書類に関する指導により、その都度是正されるため、工事の品質が向上する」(検査官、現場代理人)
- 「構造変更等について、随時協議を行いその都度解決できたため、現場管理の質が若干向上した」(監督員)
- 「施工途中で品質を確認することにより、よりよい品質を目指し、施工方法等を改善できる」(監督員)
- 「ポイントが絞られていることからコストや施工方法の改善点を発見しやすくなる」(積算担当者)
- 「照査・確認の機会が増えるため、ミスが累積せず、逐次是正できる」(積算担当者)
- 「回数を重ねることにより現場管理、書類の質があがった」(現場代理人)
- 「数回の検査を受けることによって、検査官・発注者・受注者3者のディスカッションの場が増え、相互の技術向上につながる」(検査官)
- 「多くの検査を受検することにより指導され、技術が向上する」(現場代理人)

設問

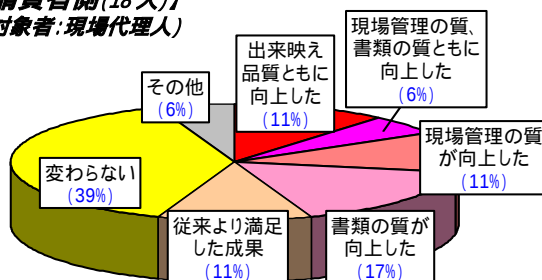
部分払に際して、出来高部分の工種・工区についてポイントを絞った確認・検査を実施することによって、より目的物の品質、書類の程度など工事の品質が向上する傾向にあると思いますか。

中間アンケート時

【発注者側(36人)】
(対象者:監督員、検査官)

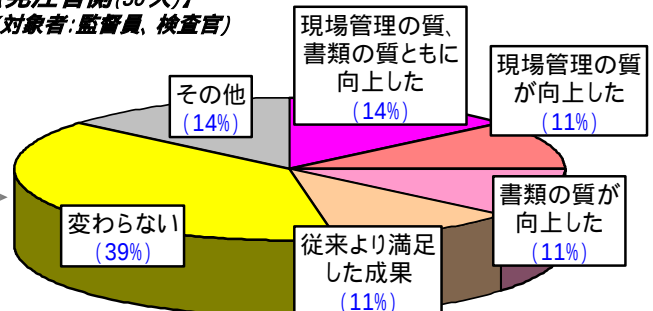


【請負者側(18人)】
(対象者:現場代理人)

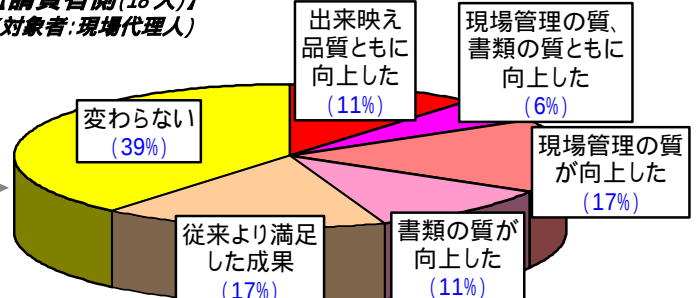


最終アンケート時

【発注者側(36人)】
(対象者:監督員、検査官)



【請負者側(18人)】
(対象者:現場代理人)



中間→最終では、「品質が向上した」との回答が、
発注者:50→47%に減少、請負者:56→62%に増加

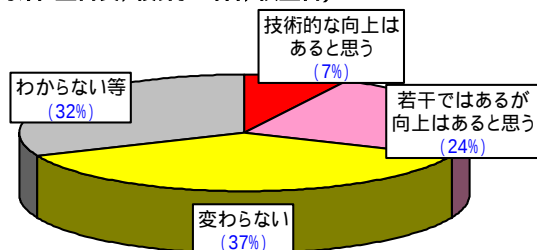
設問

本方式で、受発注者間で行う協議、出来高の確認、ポイントを絞った既済部分検査、工事の進捗状況に応じた工事コストの把握等を行う過程において、全体として技術的な向上はあると思いますか。

中間アンケート時

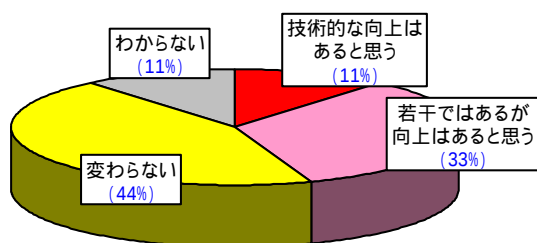
【発注者側(54人)】

(対象者:監督員、積算担当者、検査官)



【請負者側(18人)】

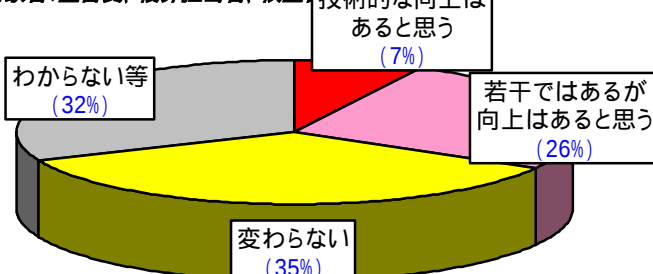
(対象者:現場代理人)



最終アンケート時

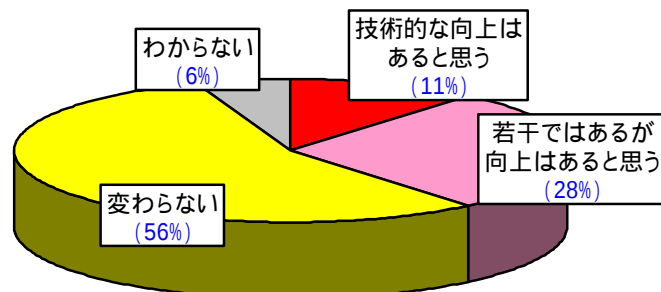
【発注者側(54人)】

(対象者:監督員、積算担当者、検査官)



【請負者側(18人)】

(対象者:現場代理人)



中間→最終では、「技術力が向上した」との回答が、
発注者:31→33%に増加、請負者:44→39%に減少

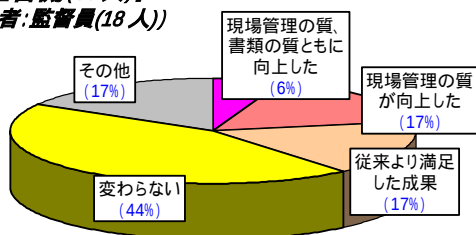
(参考)

発注者側の47% が工事の品質が向上する傾向にあると回答した。その回答を監督員と検査官に分けて分析すると、**監督員では39%、検査官では56%** が工事の品質が向上する傾向にあると回答した。

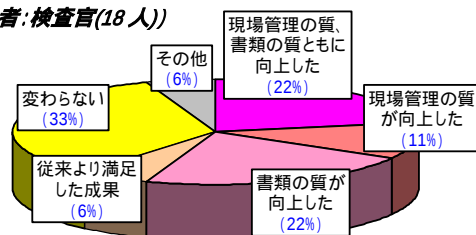
中間アンケート時

【発注者側(36人)】

(対象者:監督員(18人))



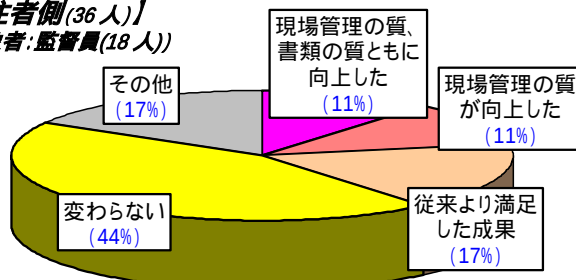
(対象者:検査官(18人))



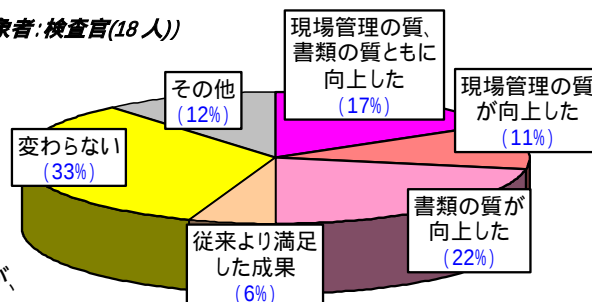
最終アンケート時

【発注者側(36人)】

(対象者:監督員(18人))



(対象者:検査官(18人))



中間→最終では、「品質・技術力が向上した」との回答が、
監督員、39%で変わらず、検査官、61→56%に減少

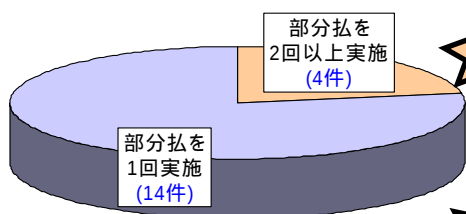
品質の向上は、部分払実施回数に応じて差がみられる可能性があることから、部分払実施回数別に品質の向上に関する回答を分析した。

品質の向上になんらかの効果があったという回答は、発注者側では、部分払実施回数が複数回で 63%、1 回で 43%であった。一方、請負者側では、部分払実施回数が複数回で 75%、1 回で 56%であった。

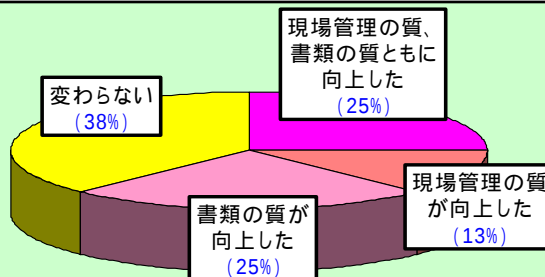
【発注者側】

(対象者：監督員、検査官)

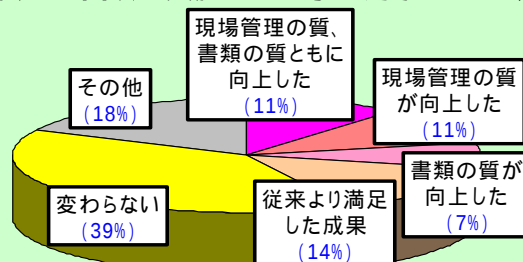
部分払実施回数



【設問】部分払を実施することによって、より目的物の品質、書類の程度など工事の品質が向上する傾向にあると思いますか



【部分払を2回以上実施した工事を対象とした場合】

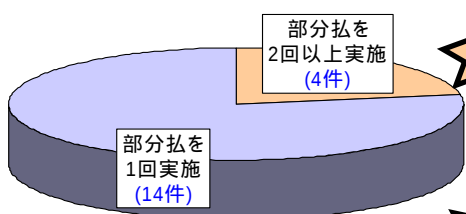


【部分払を1回実施した工事を対象とした場合】

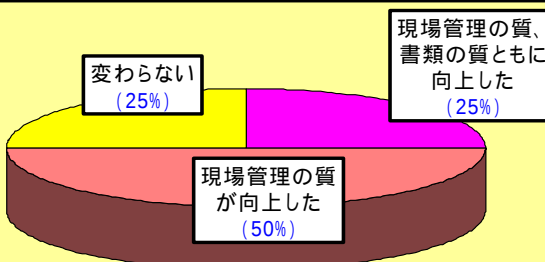
【請負者側】

(対象者：現場代理人)

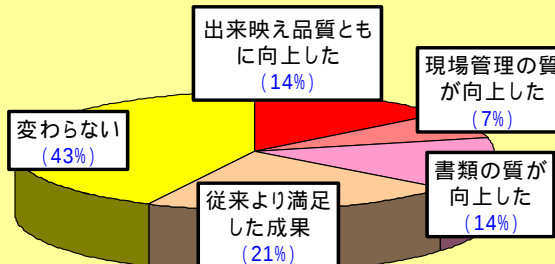
部分払実施回数



【設問】部分払を実施することによって、より目的物の品質、書類の程度など工事の品質が向上する傾向にあると思いますか



【部分払を2回以上実施した工事を対象とした場合】



【部分払を1回実施した工事を対象とした場合】

アンケート調査結果から得られた主な課題

1. 「試行工事の対象範囲」

- 効果があるという意見が多い工事は、工種・工区等の区切りが明確なもの、工期が長いもの、工事金額が大きいもので、例えばトンネル工事や舗装工事等という意見であった。
- 効果があまりない(発現しにくい)という意見が多い工事は、新規工種の多発するもの、工期が短いもの、工事金額が小さいもので、例えば概算発注工事など大幅な設計変更のある工事という意見であった。

【効果があるという意見が多い工事】 (●:発注者側、■:請負者側)

- 監 督 員：トンネル工事、構造変更要素のない工事、大規模工事（工期）
- 積算担当者：大規模工事（工期）、トンネル工事、舗装工事、工種工区の区切りが明確な工事
- 検 査 官：舗装工事、橋梁工事、トンネル工事、築堤工事
- 経理担当者：大規模工事（工期）、工種の区切りが明確な工事、長期契約の工事、（発注者）舗装工事
- 現場代理人：大規模工事（工期）、工種の区切りが明確な工事、土工事

【効果があまりない(発現しにくい)という意見が多い工事】 (●:発注者側、■:請負者側)

- 監 督 員：小規模工事（工期）、大幅な設計変更のある工事
- 積算担当者：小規模工事（工期）、大幅な設計変更のある工事、小規模工事（金額）
- 検 査 官：大幅な設計変更のある工事、小規模工事（工期）
- 経理担当者：小規模工事（工期）、大幅な設計変更のある工事（発注者）
- 現場代理人：小規模工事（工期）、大幅な設計変更のある工事

2. 「部分払の頻度」

- 部分払の頻度は、発注者側では工種・工区の区切りが良いとする意見が49%、3ヶ月に1回とするが18%であった。
- 部分払の頻度は、請負者側では工種・工区の区切りが良いとする意見が56%、3ヶ月に1回とするが33%であった。

【具体的な意見】（●：発注者側、■：請負者側）

（工種・工区の区切り）

- ■ 「出来高の算定が容易」（監督員、現場代理人）
- 「工程、工区で区切れば下請業者の入替時期と重なり支払が可能」（監督員）
- 「検査確認が容易」（検査官）
- 「出来形の確認が明瞭」（経理担当者（発注者））
- 「工種の途中で出来高資料を作成しないため、完成図書としてそのまま使用できる」（現場代理人）

（3ヶ月に1回）

- 「忙しくない程度の間隔」（積算担当者）
- ■ 「1年以内の工期から判断して適切」（積算担当者、現場代理人）
- 「3ヶ月であれば進捗があがる」（現場代理人）

設問

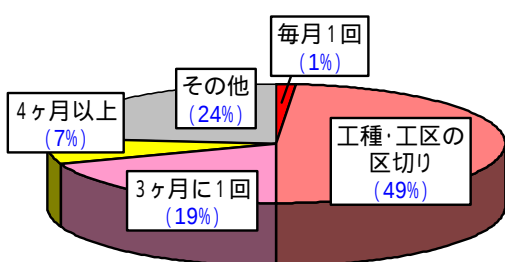
部分払の適切な頻度はどう思いますか。

中間アンケート時

最終アンケート時

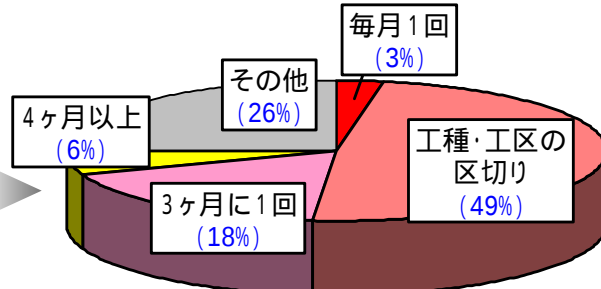
【発注者側(72人)】

(対象者:監督員、積算担当者、検査官、経理担当者(発注者))



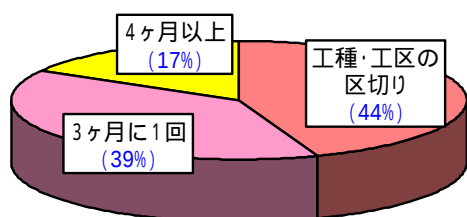
【発注者側(72人)】

(対象者:監督員、積算担当者、検査官、経理担当者(発注者))



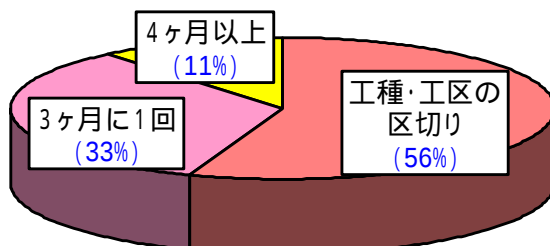
【請負者側(18人)】

(対象者:現場代理人)



【請負者側(18人)】

(対象者:現場代理人)



3. 「単価合意」

単価合意については、**発注者側 59%、請負者側 100%が行った方が良い**と感じているが、**そのうち発注者側 17%、請負者側 22%が現在の体制では実施が困難**との回答であった。

なお、**単価合意を行った工事は、18件中1件**である。

【具体的な意見】（●：発注者側、■：請負者側）

- 「新規工種が生じた場合、単価合意作業が契約変更のたびに起こるため、時間・労力を要する」(積算担当者)
- 「工事費構成書があれば必要ない」(積算担当者)
- 「単価の合意を行うとともに、諸経費相当額算出の簡略化を行ったほうが良い」(監督員)
- 「従来に比べ、工種毎のコスト意識の向上や不確定要素の減少により予算管理が容易になるなどのメリットはあったが、変更後の単価合意協議に伴う資料作成に労力を要した」(現場代理人)
- 「様式を統一したほうが良い」(現場代理人)

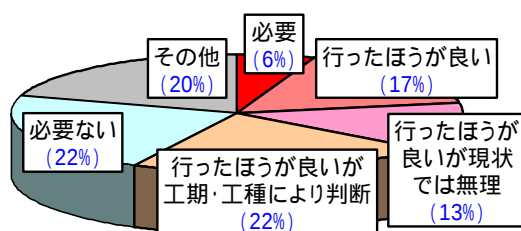
設問

部分払の請求に対する支払額の算定・決定をより円滑に実施するために契約当初に単価等の合意を行うことについてどう思いますか。

中間アンケート時

【発注者側(54人)】

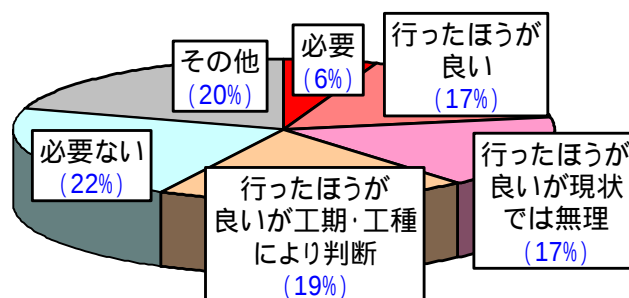
(対象者:監督員、積算担当者、経理担当者(発注者))



最終アンケート時

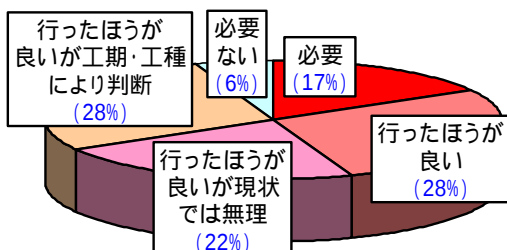
【発注者側(54人)】

(対象者:監督員、積算担当者、経理担当者(発注者))



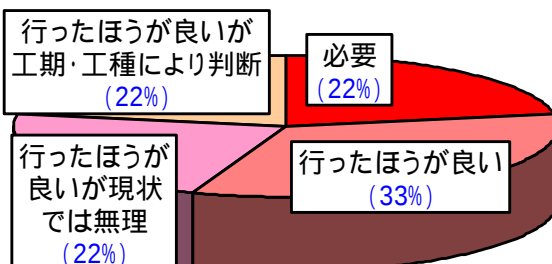
【請負者側(18人)】

(対象者:現場代理人)



【請負者側(18人)】

(対象者:現場代理人)



4. 「前払金」

本方式で必要な前払金について、請負者は、40%程度必要だとする意見が44%、30%程度以下を選択した意見が41%であった。

【具体的な意見】

- 「部分払の回数及び工期を考慮したほうが良く、部分払回数が多ければ、前払金は少なくても良い」(現場代理人)
- 「部分払に必要な書類・検査が簡素化され負担が無ければ、前払金を減らしてもよい」(経営者・現場代理人)
- 「前払金が40%程度であれば、残りの60%は出来高に応じて部分払が行われるので、理想的なものと思われる」(経理担当者(請負者))

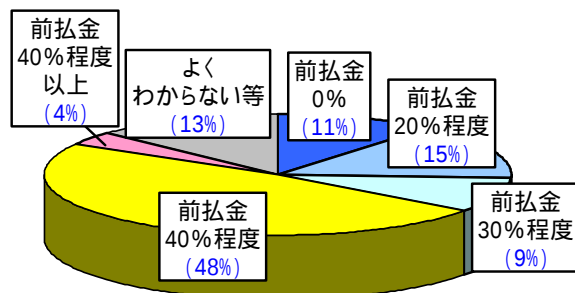
設問

短い間隔で出来高に応じて部分払が行われる本方式では前払金はどの程度必要だと思いますか。

中間アンケート時

【請負者側(54人)】

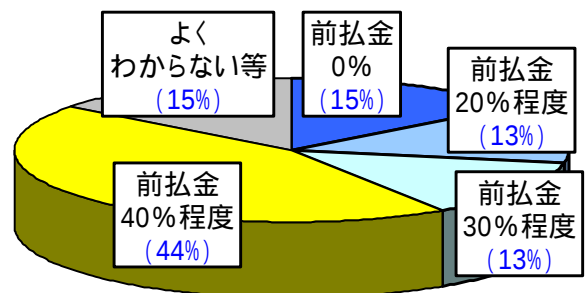
(対象者:現場代理人、経理担当者(請負者)、経営者)



最終アンケート時

【請負者側(54人)】

(対象者:現場代理人、経理担当者(請負者)、経営者)



5. 「部分払の対象範囲」

工種によっては、出来高の取扱について各試行工事で協議し、適宜判断したものがあつた。

工 種	実 施 方 法 (●:発注者側、■:請負者側)
品質確認まで時間を要する工種	● 試行では、除いた ● 品質確認後対象とした ■ 出来高が確認可能なものは対象とした ■ 完了時で確認後に支払対象とした ■ 所定の期間経過後に対象とした(コンクリート) ■ コンクリート工は、型枠組立・打設・型枠解体に分けて支払対象とした
仮設工のような一式計上の工種	● 試行では、除いた ● 直接工事費計の出来高の率分で部分払の対象とした ● 設置・撤去で一式となるため計上しなかった ● 目標物が完成したもののみ対象とした ● 設置費及び積算上の損料期間を対象とした ■ 直接工事費の出来高比率に応じて対象とした ■ 完了時での支払対象とした ■ 矢板工は打込完了時 60%支払対象、引き抜き時 40%支払請求とした ■ 対象物が確認できるものを計上した ■ 設置で 60%、撤去で 40%を設定した
構造変更による単価変動がある工種 (新工種該当外)	● 対象外とした ● 対象とした ● 構造変更協議後に対象とした ■ 完了時での支払請求とした ■ 単価の変動があつたが、協議して出来高に計上した ■ 若干の単価増減がある場合、90%の支払を行い最終的に決定金額を合意した時点において精算した
数量増減による単価変動がある工種 (新工種該当外)	● 構造変更協議後に対象とした ■ 完了時での支払請求とした ■ 若干の単価増減がある場合、90%の支払を行い、最終的に決定金額を合意した時点において精算した
その他	● 単価変動のない数量変更の場合、契約数量範囲内で精算して、超過分は契約変更後に対象とした ● 出来高・品質が確認された工種を対象とした ■ 複合単価の場合(例えば、U字溝は布設だけで埋戻しを行っていない箇所を出来高対象外とした)、完成時で対象とした

6. 「設計変更協議」

設計変更協議資料の作成では、以前と変わらないという回答が発注者側 61%、請負者側 61%、以前より大変になったという回答が発注者側 14%、請負者側 28%であった。

【具体的な意見】（●：発注者側、■：請負者側）

（簡略化できた）

■「早めの指示のため、早めに資料作成ができた」（現場代理人）

（以前と変わらない）

●「設計変更内容の把握はしやすくなったが、回数が増加するため、変わらない」（積算担当者）

■「短い間隔での設計変更協議でも、準備する資料は変わらない」（現場代理人）

（以前より大変になった）

●「概略発注の場合、構造検討および協議の後に変更協議となるため、時間を要した」（監督員）

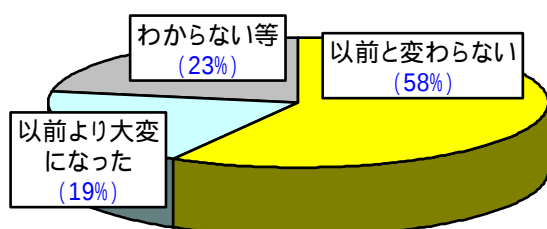
設問

変更の事由が発生してから短い間隔で設計変更協議を行うことで、変更のために準備する資料の簡略化が行えましたか。

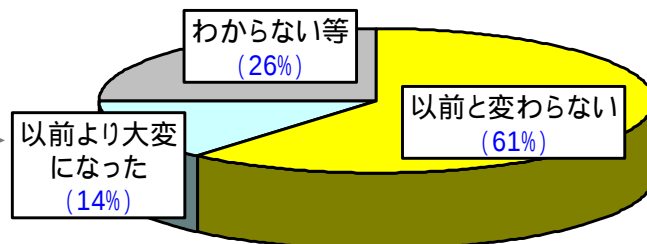
中間アンケート時

最終アンケート時

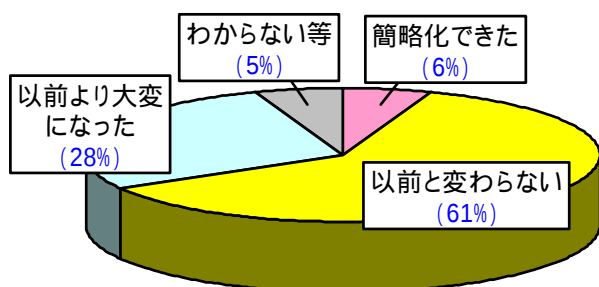
【発注者側(36人)】
(対象者:監督員、積算担当者)



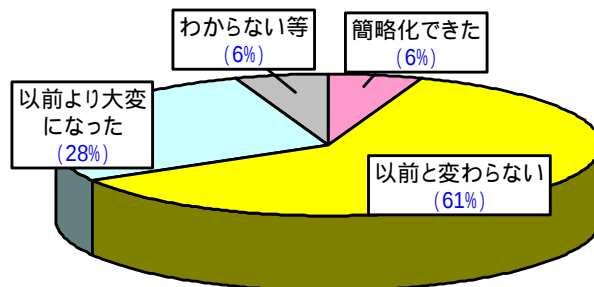
【発注者側(36人)】
(対象者:監督員、積算担当者)



【請負者側(18人)】
(対象者:現場代理人)



【請負者側(18人)】
(対象者:現場代理人)



設計変更協議において、協議内容の充実が図られたという回答が発注者側14%、請負者側50%、以前と変わらないという回答が発注者側58%、請負者側39%、図られなくなったという回答が発注者側6%、請負者側6%であった。

【具体的な意見】（●：発注者側、■：請負者側）

（充実が図られた）

- 「まとめて変更協議を実施していたものが、分割しての協議になるため、ひとつの案件にかかる時間が増え、協議内容の充実が図れる傾向にあった」（監督員）
- 「工事の進捗や問題点等の現場状況がより把握できたため、図られた」（積算担当者）
- 「指示が早く明確になったことで、機械・資材の手配が早くなり工程の見通しが付けやすくなった」（現場代理人）

（変わらない）

- 「従来から受注者、発注者間で協議、指示を行っていた」（監督員）

設問

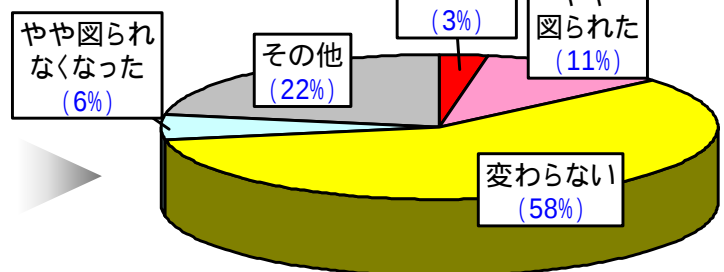
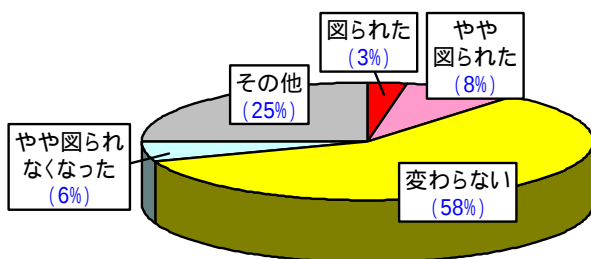
短い間隔で設計変更協議を行うことにより、受発注者間での協議内容の充実が図られましたか。

中間アンケート時

最終アンケート時

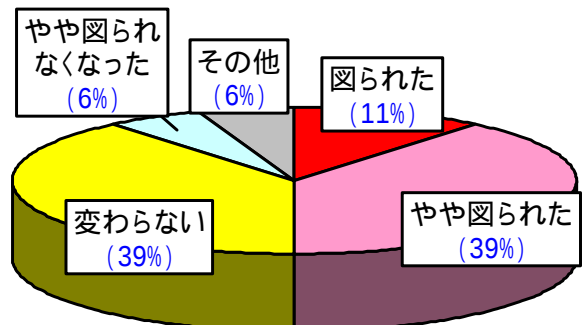
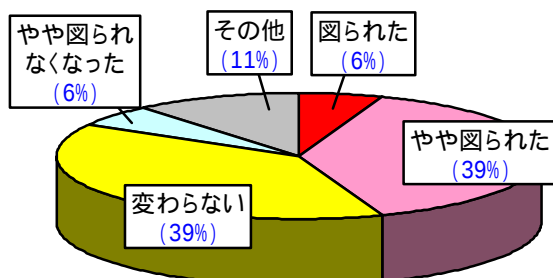
【発注者側(36人)】
（対象者：監督員、積算担当者）

【発注者側(36人)】
（対象者：監督員、積算担当者）



【請負者側(18人)】
（対象者：現場代理人）

【請負者側(18人)】
（対象者：現場代理人）



中間→最終では、「協議内容の充実が図られた・やや図られた」との回答が、発注者：11→14%、請負者：45→50%に増加

設計変更協議の充実度は、設計変更協議の回数に応じて差がみられる可能性があることから、協議回数の多い・少ない場合に分けて協議の充実度に対する意見を分析した。

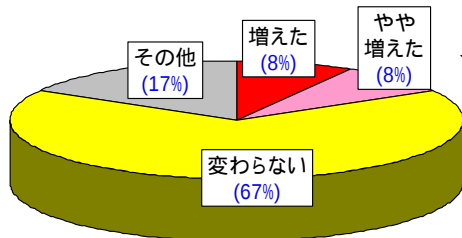
設計変更協議内容の充実が図られるようになったという意見は、発注者側では、協議回数が多い場合で 33%、少ない場合で 12% であった。一方、請負者側では、協議回数が多い場合で 75%、少ない場合で 33% であった。

設計変更協議を短い間隔で密に行うことにより受発注者間での協議内容の充実が図られたという意見は、特に請負者側で多く得られたことがわかる。

【発注者側】

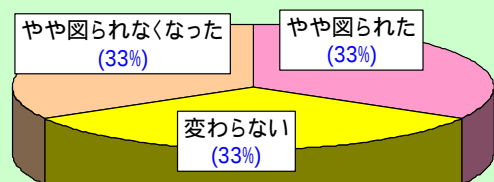
(対象者：監督員、積算担当者)

【設問】指示、協議及び設計変更等に伴う協議回数が、従来より増えましたか。



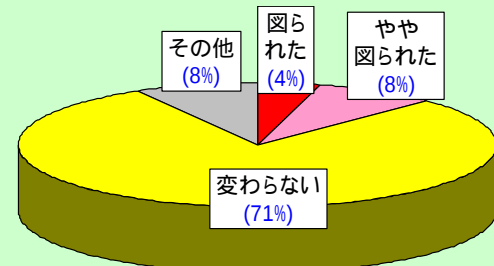
n=36

【設問】短い間隔で設計変更協議を行うことにより、受発注者間での協議内容の充実が図られましたか。



n=6

【協議回数が増えたと答えた人を対象とした場合】



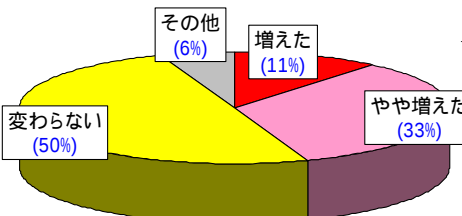
n=24

【協議回数は変わらないと答えた人を対象とした場合】

【請負者側】

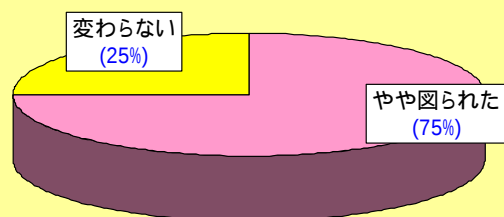
(対象者：現場代理人)

【設問】指示、協議及び設計変更等に伴う協議回数が、従来より増えましたか。



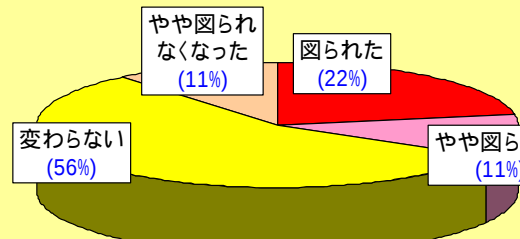
n=18

【設問】短い間隔で設計変更協議を行うことにより、受発注者間での協議内容の充実が図られましたか。



n=8

【協議回数が増えたと答えた人を対象とした場合】



n=9

【協議回数は変わらないと答えた人を対象とした場合】

7. 「下請への支払指導」

- 下請への支払形態は、毎月現金で支払うようになった、手形の期間を短くした、現金の割合が高くなったという回答が元請 17%、下請 12%であった。
- なお、従来から毎月現金で支払っているという回答が、元請 33%、下請 28%であった。

【具体的な意見】

- 「下請への支払を現金払にした」(下請)
- 「手形の期間を短縮(120日→90日)した」(現場代理人、下請)
- 「元請からの入金次第、下請に支払うため、下請への入金は早くなった」(下請)

設問

本方式の実施により、下請会社に対する支払形態は変化しましたか。

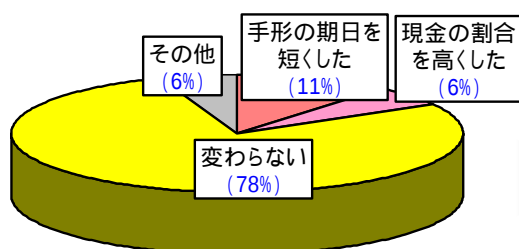
再掲

中間アンケート時

最終アンケート時

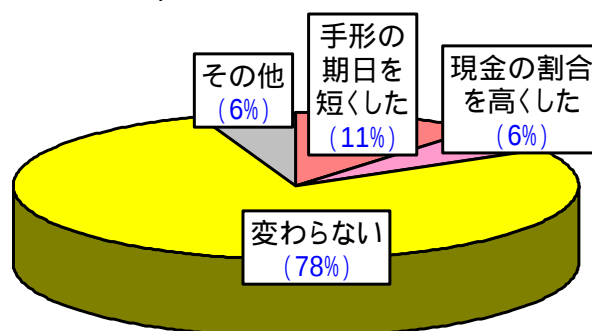
【元請(18人)】

(対象者:現場代理人)



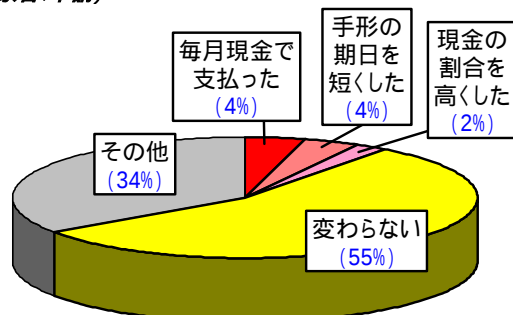
【元請(18人)】

(対象者:現場代理人)



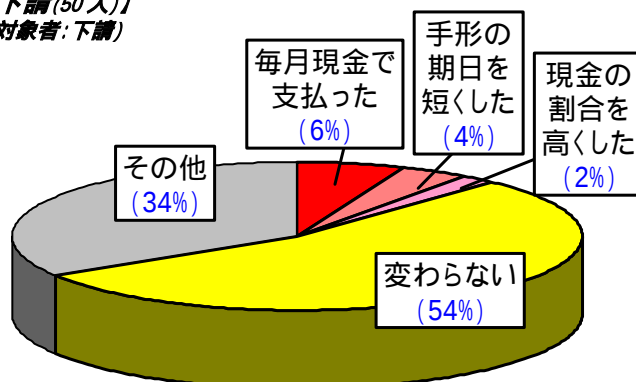
【下請(49人)】

(対象者:下請)



【下請(50人)】

(対象者:下請)



中間→最終では、「毎月現金で支払った・手形の期日を短くした」との回答が、
元請 - 一次下請間: 11%で変わらず、一次下請 - 二次下請間: 8→10%に増加

実施要領に基づく現金払の指導効果があがっているという回答が発注者側 28%、請負者側 42%であった。

【具体的な意見】 (●:発注者側、■:請負者側)

(効果あり)

- 「手形3割、現金7割から現金10割に変更」(監督員)

(効果なし)

- 「多くの工事で部分払されないと支払規定を変更できない」(経営者)
- 「支払方法を変更するには時間が必要である」(現場代理人)

(よくわからない)

- 「下請に支払確認までは行っていない」(監督員)
- 「従来から現金払をしているため、効果の有無はわからない」(経営者)

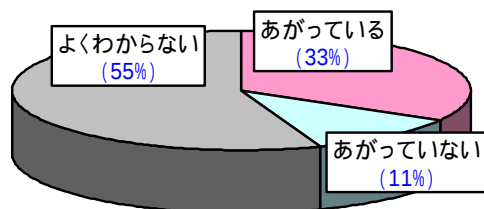
設問

下請業者への支払に対する指導(下請業者に対する工事代金の支払は速やかに現金で支払うこと)の効果はあがっていますか。

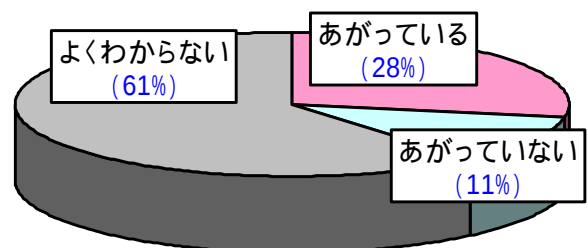
中間アンケート時

最終アンケート時

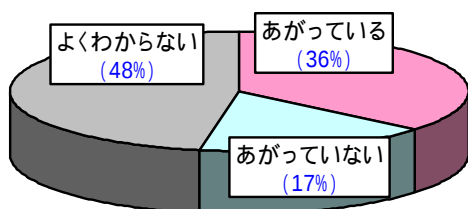
【発注者側(18人)】
(対象者:監督員)



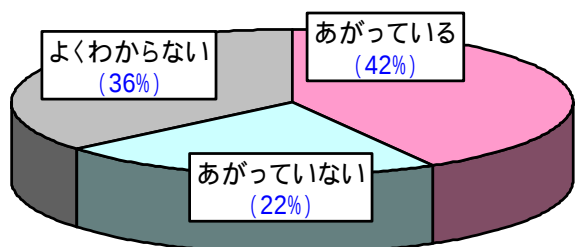
【発注者側(18人)】
(対象者:監督員)



【請負者側(36人)】
(対象者:現場代理人、経営者)



【請負者側(36人)】
(対象者:現場代理人、経営者)



中間→最終では、「支払に対する指導の効果があがっている」との回答が、
発注者:33→28%に減少、請負者:36→42%に増加

8. 「出来高報告及び確認作業」

出来高報告及び確認作業量については、出来高確認資料の作成及び確認の作業量が増加したという回答が発注者側 50%、請負者側 67% であり、変わらないが発注者側 28%、請負者側 28% であった。

【具体的な意見】（●：発注者側、■：請負者側）

- 「現場が点在したため、履行状況の把握作業量が増加した」（監督員）
- 「出来高確認作業が工事進捗を考慮しない定期的な時期に実施されたため、作業が輻輳した」（積算担当者）
- 「出来高部分払するために設計変更に関する確認、打合せが多くなった」（積算担当者）
- 「途中段階での出来形図面など、部分払用の資料作成が負担となった」（現場代理人、下請）
- 「出来高確認資料の作成頻度が増加した」（現場代理人、下請）
- 「監督員が出来高を現場確認するため、立会準備や検測補助で負担となった」（現場代理人、下請）

設問

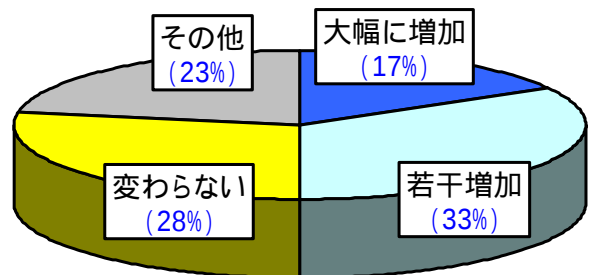
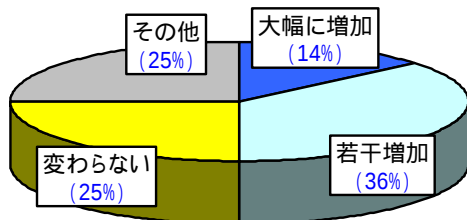
本方式導入に伴い出来高報告及び確認作業における作業量は増加しましたか。

中間アンケート時

最終アンケート時

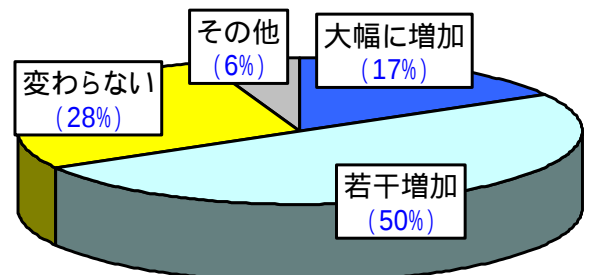
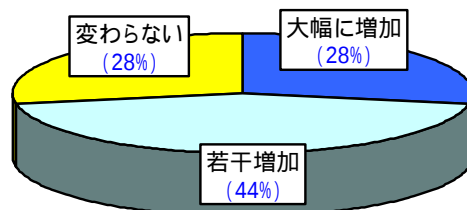
【発注者側(36人)】
(対象者:監督員、積算担当者)

【発注者側(36人)】
(対象者:監督員、積算担当者)



【請負者側(18人)】
(対象者:現場代理人)

【請負者側(18人)】
(対象者:現場代理人)



中間→最終では、「出来高報告及び確認作業における作業量が大幅に増加した」との回答が、発注者:14→17%に増加、請負者:28→17%に減少

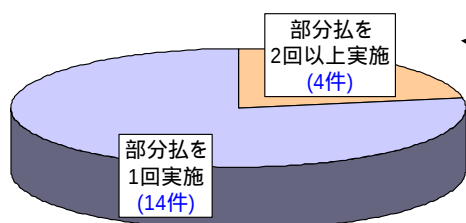
出来高報告及び確認作業量は、部分払実施回数に応じて差がみられる可能性があることから、部分払実施回数別に出来高報告及び確認作業量に関する回答を分析した。

出来高報告及び確認作業量が「大幅に増加した」という回答は、発注者側では、部分払実施回数が複数回で 25%、1 回で 14%であり、また、「若干増加した」という回答は、部分払実施回数が複数回で 38%、1 回で 32%であった。一方、請負者側では、「大幅に増加した」という回答は、部分払実施回数が複数回で 25%、1 回で 14%であり、また、「若干増加した」という回答は、部分払実施回数が複数回で 75%、1 回で 43%であった。

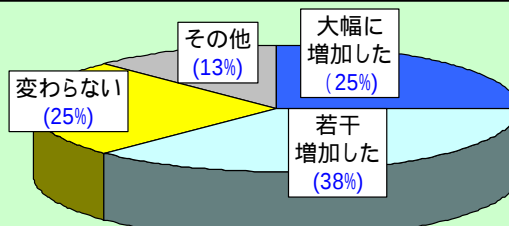
【発注者側】

(対象者：監督員、積算担当者)

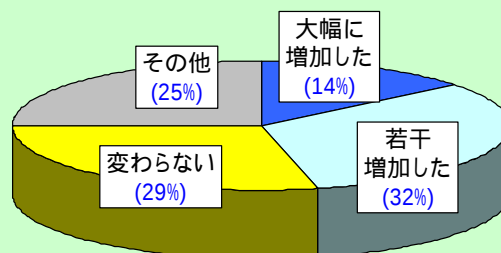
部分払実施回数



【設問】本方式導入に伴い出来高報告及び確認作業における作業量は増加しましたか。



【部分払を2回以上実施した工事を対象とした場合】

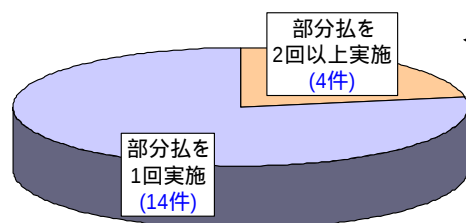


【部分払を1回実施した工事を対象とした場合】

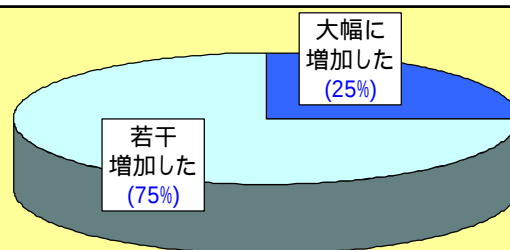
【請負者側】

(対象者：現場代理人)

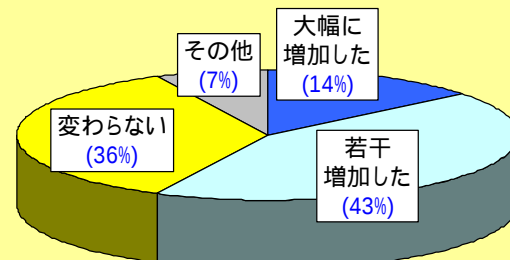
部分払実施回数



【設問】本方式導入に伴い出来高報告及び確認作業における作業量は増加しましたか。



【部分払を2回以上実施した工事を対象とした場合】



【部分払を1回実施した工事を対象とした場合】

9. 「既済部分検査の作業量」

既済部分検査・受検の作業量については、検査回数の増加や受検準備作業の増加など作業量が増加したという回答が発注者側 48%、請負者側 50% であり、変わらないという回答が発注者側 30%、請負者側 33% であった。

【具体的な理由】（●：発注者側、■：請負者側）

（増加理由）

- ■ 「検査資料の作成」（監督員、積算担当者、現場代理人）
- 「検査回数・検査移動時間の増加」（検査官）
- 「検査資料作成と現場管理の並行作業」（現場代理人）
- 「検査前の清掃・準備等の雑工」（下請）

（変わらない理由）

- ■ 「従来から施工過程に合わせて作成している資料」（検査官、監督員、積算担当者、現場代理人）
- 「増えている作業もあるが、トータル量では変わらない」（現場代理人）
- 「従来と比べて完成検査は楽であったため（トータルで見て）作業量増は0%」（現場代理人）

設問

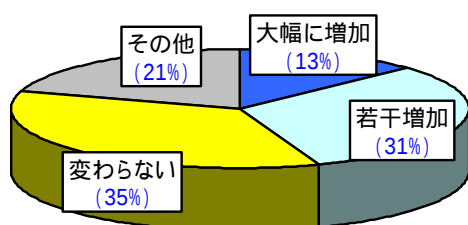
本方式導入に伴う既済部分検査における作業量は増加しましたか。

中間アンケート時

最終アンケート時

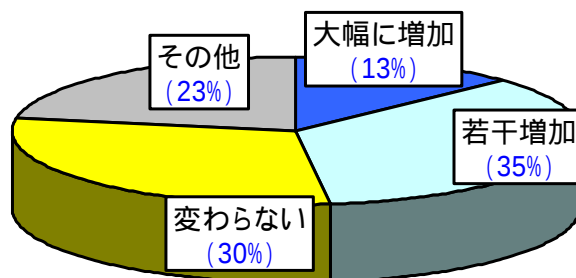
【発注者側(54人)】

(対象者:監督員、積算担当者、検査官)



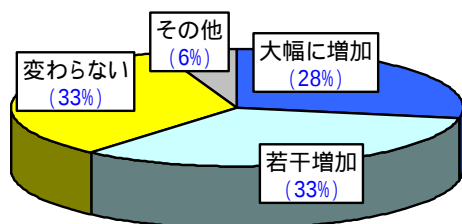
【発注者側(54人)】

(対象者:監督員、積算担当者、検査官)



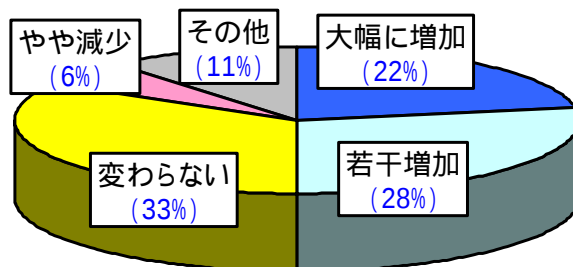
【請負者側(18人)】

(対象者:現場代理人)



【請負者側(18人)】

(対象者:現場代理人)



中間→最終では、「既済部分検査における作業量が大幅に増加・若干増加」との回答が、
発注者: 44→48%に増加、請負者: 61→50%に減少

既済部分検査の作業量は、部分払実施回数に応じて差がみられる可能性があることから、部分払実施回数別に既済部分検査の作業量に関する回答を分析した。

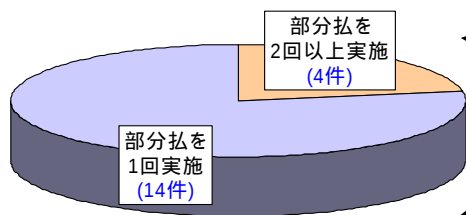
既済部分検査の作業量が「大幅に増加した」という回答は、発注者側では、部分払実施回数が複数回で42%、1回で5%であり、また、「若干増加した」という回答は、部分払実施回数が複数回で17%、1回で40%であった。一方、請負者側では、「大幅に増加した」という回答は、部分払実施回数が複数回で25%、1回で21%であり、また、「若干増加した」という回答は、部分払実施回数が複数回で50%、1回で21%であった。

既済部分検査の作業量が大幅に増加したという意見は、部分払実施回数(検査回数)に応じて特に発注者側で多くなっている。

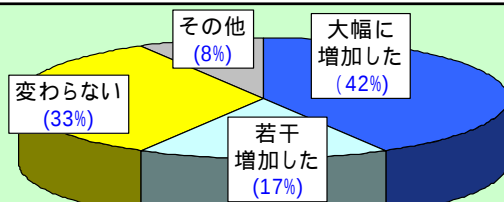
【発注者側】

(対象者：監督員、積算担当者、検査官)

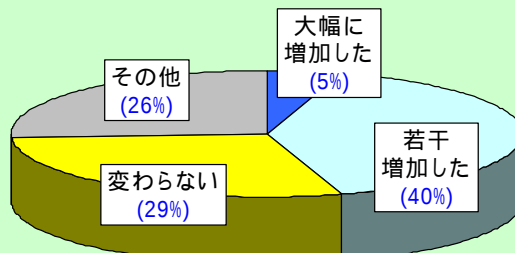
部分払実施回数



【設問】本方式導入に伴う既済部分検査における作業量は増加しましたか。



【部分払を2回以上実施した工事を対象とした場合】

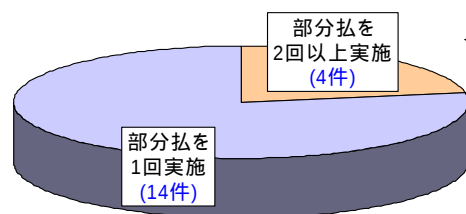


【部分払を1回実施した工事を対象とした場合】

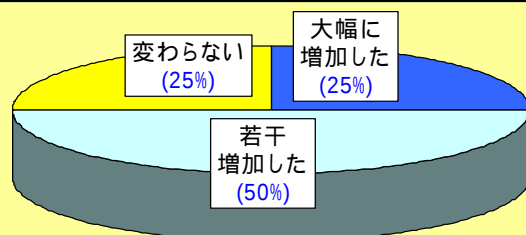
【請負者側】

(対象者：現場代理人)

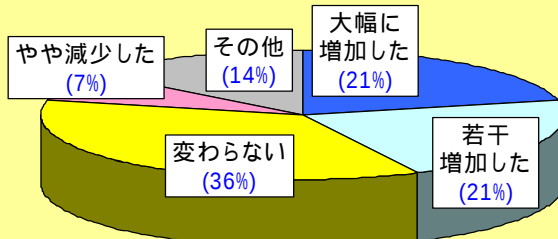
部分払実施回数



【設問】本方式導入に伴う既済部分検査における作業量は増加しましたか。



【部分払を2回以上実施した工事を対象とした場合】



【部分払を1回実施した工事を対象とした場合】

10.「支払事務の作業量」

支払事務の作業量については、増加したという回答が発注者側 78%、請負者側 33% であり、発注者側 0.5～2時間増/1回、請負者側 0.5～4時間増/1回 との回答が多かった。

一回あたりの作業増時間

(発注者)	(請負者)
0.5時間(2)	0.5時間(3)
1 時間(3)	1 時間(1)
2 時間(6)	2 時間(1)
3 時間(1)	3 時間(3)
4 時間(1)	4 時間(2)
5 時間(1) 1	14 時間(1) 2

1：内訳書のチェック、訂正などに時間を要した

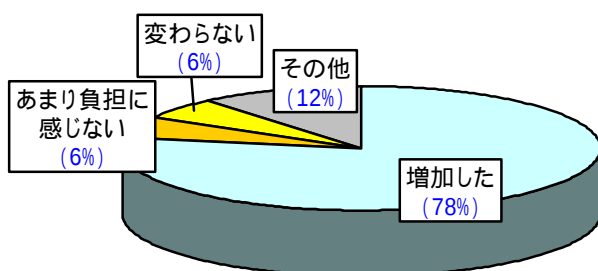
2：様式(請求書)の打合せに出張所や事務所に出向いたため(様式が決まっていれば1～2時間位)

設問

前払、既済部分払の支払事務に関して経理事務の作業量は増加しましたか。

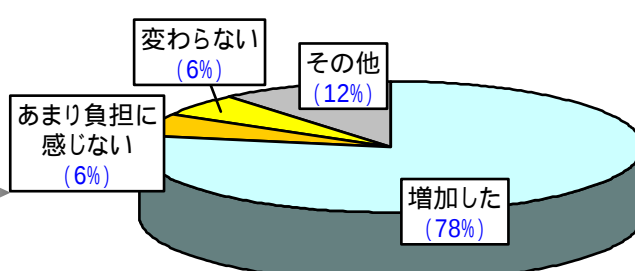
中間アンケート時

【発注者側(18人)】
(対象者:経理担当者(発注者))

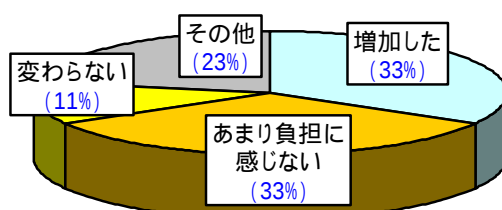


最終アンケート時

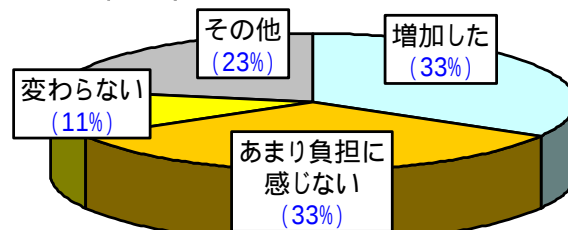
【発注者側(18人)】
(対象者:経理担当者(発注者))



【請負者側(18人)】
(対象者:経理担当者(請負者))



【請負者側(18人)】
(対象者:経理担当者(請負者))



中間→最終では、「経理事務の作業量が増加した」との回答が、
発注者:78%、請負者:33%で変わらず

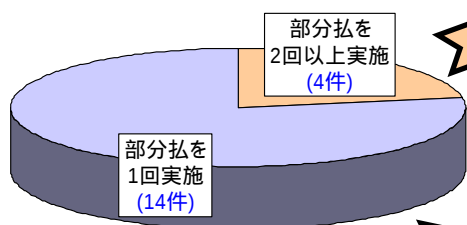
支払事務の作業量は、部分払実施回数に応じて差がみられる可能性があることから、部分払実施回数別に支払事務の作業量に関する回答を分析した。

支払事務の作業量が増加するようになったという回答は、発注者側では、部分払実施回数が複数回で 75%、1 回で 79%であった。一方、請負者側では、部分払実施回数が複数回で 25%、1 回で 36%であった。

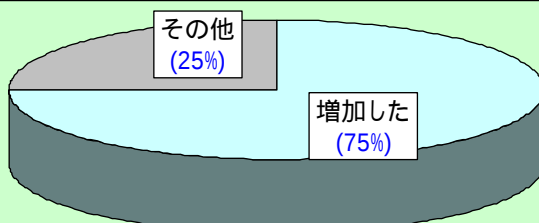
【発注者側】

(対象者：経理担当者(発注者))

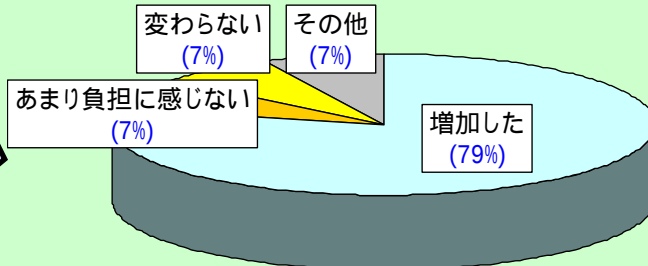
部分払実施回数



【設問】前払、既済部分払の支払事務に関して経理事務の作業量は増加しましたか。



【部分払を2回以上実施した工事を対象とした場合】

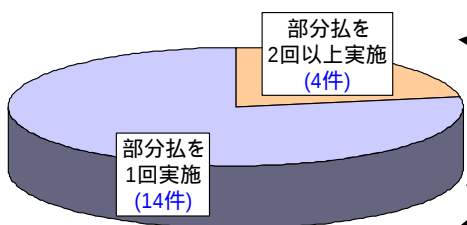


【部分払を1回実施した工事を対象とした場合】

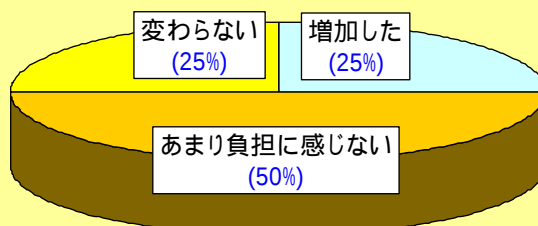
【請負者側】

(対象者：経理担当者(請負者))

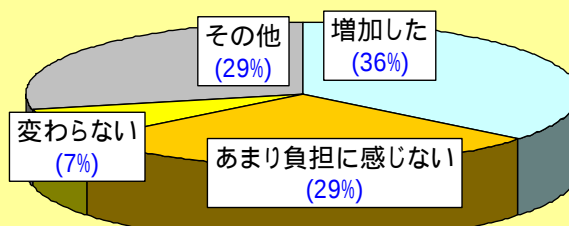
部分払実施回数



【設問】前払、既済部分払の支払事務に関して経理事務の作業量は増加しましたか。



【部分払を2回以上実施した工事を対象とした場合】



【部分払を1回実施した工事を対象とした場合】

今後に向けての改善点(案) (アンケート結果を踏まえて提案するものを含む)

契約時の単価合意をスムーズにできる方法を提案し、現場が理解できるようにする。

出来高の取扱について要領を作成し、取扱についての効率化を図ることが必要である。

出来高確認報告書の資料については、日常管理で作成する資料の有効活用を推進する(但し、検査官への印象を請負者は懸念し、資料の体裁を重視してしまうことがある)。

現金払によるあらゆる下請を含めての財務状況改善の効果があるとの意見があるため、元請へ一層の指導を図ることが必要である。

出来高確認の算定が容易な方法を立案する(各工種完了時、マイルストーン方式の採用、等)。

既済部分検査に対する作業負担が多いとの意見があるので、検査方法や検査内容の効率化を図るため、既済部分検査要領の策定を検討する。

発注者側の支払事務の効率化を検討する。

平成15年度試行実施に向けての留意点

留意点	工事タイプ・方式	理 由
発注者の作業	本官契約	・分任官契約との発注者の事務手続きの違いによる問題点を確認するため
工種	ダム	・試行例がないため ・大規模工事試行のため
	トンネル	・試行例がないため ・効果があがる工事として意見が多数あったため
規模(工期)	12ヶ月程度	・短い工期では、部分払の頻度が少なく、効果が把握しにくい
規模(工事費)	大規模工事 (例えばAランク)	・これまでの試行では、多数が小規模工事(主にCランク)であったため
請負者規模	全国規模の 総合建設業者	・施工形態の異なる色々な規模の会社について意見を収集することが望ましいため
前払金率	前払金の他に準備等で必要な金額の検証 支出額の把握	・合理的な前払金率を検証するため
部分払の請求間隔	工種・工区の区切り	・工期に対して頻度が少ない傾向にあるため、その原因の検証
	毎月払	・工期が短い工事(6ヶ月以内)では、中間1回となってしまう試行があるため
出来高の算定	マイルストーン方式など新しい出来高確認手法の検証 等	・出来高確認資料作成の作業量負担の軽減を検証するため
本方式の主旨の一層の周知・徹底		・試行対象工事の趣旨が必ずしも現場で十分理解されていなかった事例があったため (例: 出来高が4割を超えるまで部分払の請求・支払はできないという誤解 など)

マイルストーン方式: 予め支払対象とする出来高を設定(目標値)しておき、その出来高を超えたと判断した段階で目標値分の出来高を支払う方式